



平成26年12月25日

各位

会社名 株式会社 群馬銀行
代表者名 代表取締役頭取 齋藤一雄
(コード番号 8334 東証第1部)
問合せ先 取締役総合企画部長 金井 祐二
(TEL 027-252-1111)

自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ

(会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)

株式会社群馬銀行(頭取 齋藤 一雄)は、平成26年12月25日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 自己株式の取得を行う理由

株主の皆様への利益還元の充実を図るため。

2. 取得に係る事項の内容

- | | |
|----------------|---|
| (1) 取得する株式の種類 | 普通株式 |
| (2) 取得する株式の総数 | 4百万株(上限)
(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合0.88%) |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 30億円(上限) |
| (4) 取得期間 | 平成27年1月6日～平成27年3月20日 |

(ご参考)

平成26年11月30日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数(自己株式を除く)	455,259,900株
自己株式数	15,628,277株

以上

本件に関するお問合せ先

総合企画部 経営管理室 石川
TEL 027-254-7055